

# 社会福祉士養成課程における演習教育の位置づけと 養成教育の課題

田中 幸作

東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科

## 要 約

国民の福祉ニーズが多様化するなか、社会から求められる高い専門知識、技術、能力を兼ね備えた実践力を有する社会福祉士の養成を目的として、平成 19 年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正された。その結果、相談援助演習及び相談援助実習指導については、クラス定員を 20 人以下にすることや担当教員に関する要件が設定されるなど、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、充実・強化が図られた。

本稿では、演習教育の方法について課題を抽出し、実践力の高い社会福祉士を養成するための社会福祉士養成課程における課題について考察を行った。演習を通して実践的に理解できる教育を行うことが必要であるが、社会福祉士としての実践力を高めるためには、その根底に演習と実習・講義科目の三領域を有機的に関連付けて授業を行うことにより、社会福祉学を学ぶ意味を理解できる教育を行う必要があることなどについて示した。

**キーワード：**実践力、社会福祉士、ジェネラリスト・ソーシャルワーカー、社会福祉援助演習、演習教育

## 1. はじめに

社会福祉士制度が昭和 63 年に施行されてから現在に至るまでの間に、社会福祉士を取り巻く環境は大きく変化した。例えば、雇用の非正規化や未就業の増加、単身の高齢者世帯の増加等を背景とした生活保護受給世帯の増加や都市と地方の格差の問題など、いわゆる「格差社会」が問題化したことなどが挙げられる。また、東京圏の人口は増加する一方で、各地域で人口が減少し過疎化が進み、かつての地域社会（地域共同体）では当たり前に行われていた助け合いのネットワーク機能は低下している。さらには、社会的排除や孤立、高齢者の孤独死の増加など、これまでの社会福祉制度の枠組みでの対応では十分ではないほど課題は山積し、社会福祉士を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。時代や福祉ニーズの変化に対応し、また質的にも利用者からの信頼に耐えられる社会福祉士に対する役割は、さらに大きくなっている。

社会福祉士養成課程においては、国民の福祉ニーズに応じて適切に使命を果たせるような知識及び技術を身に付けた社会福祉士の養成が求められているのである。大学における 4 年間の社会福祉士養成教育を通して実践力の高い社会福祉士を養成するためには、演習教育の果たす役割が大きいことは共通認識となっているといえよう。一方で、平成 20 年 3 月に厚生労働省から出された「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」<sup>(1)</sup>では、教育内容については示されて

いるが、教育の現場においては、効果的に演習教育を展開するために、教科書や教材の選定などに試行錯誤しながら教授しているのではないだろうか。そこで、本稿では、実践力のある社会福祉士養成のために効果的な演習教育の方法について検討し、社会福祉士養成課程の今後の課題について考察することを目的とした。

## 2. 相談援助演習の概要

前述のように福祉ニーズが多様化・高度化していることをふまえ、福祉人材の確保・資質の向上を図ることを目的として「社会福祉士及び介護福祉士法」が平成 19 年に改正され、あわせて、社会福祉士及び介護福祉士の資格取得のための教育内容の見直しが行われた。その結果、平成 21 年 4 月から、新しい養成カリキュラムに基づく教育がスタートしているが、特に、実習及び演習教育内容の充実に向けたカリキュラム編成となっている。

前述の厚生労働省の指針では、例えば、他の大学等その他の学校等において履修した科目の取扱に関する事項のなかには、「他の大学等その他の学校等において履修した科目を、当該大学等における科目の履修に代える場合にあつては、相談援助実習指導及び相談援助実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであるから、これらの科目のうち、他の大学等その他の大学等において履修した一方の科目のみを当該大学等における科目の履修に代えることは認められないものであること」また、「相談援助演習の実施にあたっては、

相談援助実習指導及び相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること」とされており、演習においては、実習体験を視野に入れて実践的に知識や技術を習得することが示されている。演習教育が、講義科目（理論）と実習（実践）をつなげるための事前及び事後教育の役割を持つものといえよう。この他に、相談援助演習の時間数を120時間から150時間に増やしたこと、実習・演習科目のクラス定員を20人以下にしたこと、演習・実習科目の担当教員に要件を課したこと、などがその特徴としてあげられる。

具体的な教育内容(教育に含むべき事項)としては、「自己覚知」「基本的なコミュニケーション技術の習得」「基本的な面接技術の習得」といったソーシャルワーク実践の基礎の上に、相談援助実習を行う前に学習を開始し十分な学習をしておくべき事項として、課題別の相談援助事例（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し演習を展開することで、より実践的に習得することを求めている。相談援助事例としては、社会的排除、虐待（児童・高齢者）、家庭内暴力（D.V）、低所得者、ホームレス、その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。）を題材としており、具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定し、アウトリーチ、チームアプローチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発を内容に含めた実技指導を行うことを求めている。さらに、地域の福祉課題に対して、地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握、地域福祉の計画、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、サービスの評価など、地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、実技指導を行うことになっている。このような事例を通じた演習の展開は、実践力を伴う社会福祉士の養成という観点で、有効であると考えられる。ただし、事例を通じた演習を効果的に展開していくために、学生たちは、下学年で学習する講義科目を通して、これらの理論について深く理解しておくことが必要である。

また、相談援助演習の実施にあたっては、相談援助実習指導、相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえたうえで、相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うことが相談援助実習後の演習教育に求めている。

厚生労働省社会保障審議会福祉部会は平成18年に出した「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」において、社会福祉士には次のような役割が

求められるとしている<sup>(2)</sup>。すなわち、①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割、②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割、③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割、の3点である。演習を受講する学生は、これらを認識したうえで履修できるよう学科ガイダンス、各科目のガイダンスや講義科目の教授を通して理解しておくべきであり、教員も社会福祉士に求められる社会的使命について認識をもち、教員間において共有しておくことが求められるといえよう。

なお、本学においては、相談援助演習は、社会福祉援助技術演習として開講しているため、本文中においては「社会福祉援助技術演習Ⅰ～Ⅴ」を使用する。また、同様に、「相談援助実習」は「社会福祉実習」、「相談援助実習指導」は「社会福祉実習指導Ⅰ～Ⅲ」として使用する。

### 3. 筆者が実践する社会福祉援助技術演習

平成21年度からの新カリキュラムにおいて、実習・演習のカリキュラム内容の充実に焦点があてられたことは前述のとおりである。より実践力の高い社会福祉士養成にとって実習・演習の両科目は車の両輪として位置づけられ、演習は実習の前後をはさみ、さらに実習事前・事後指導と連動させて展開することが求められている。本節においては、筆者が担当している演習科目の概要を記し、課題を整理する。

#### (1) 社会福祉援助技術演習Ⅰ（2年前期）

社会福祉援助技術演習は、厚生労働省から出されている「ねらい」である「相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する」ことを到達目標としている。社会福祉援助技術演習Ⅰにおいては、将来、利用者主体の支援ができるソーシャルワーカーになるために、①自己覚知すること、②他者を理解し、尊厳ある人として関われるようになること、③基本的なコミュニケーション技術を取得すること、④基本的な面接技術を習得すること、を目的としている。ここでの学習

の内容は、自己覚知（自分の価値観を知る）や他者理解（利用者の価値観を理解する）、また、基本的な面接技術の習得などが中心となる。個々の価値観を知ることや適切な面接ができるようにするためには、テーマに即した学生同士の意見交換を適切に入れていくことが必要であり、目の前にいる他者を理解しようと率直に関わることによって自分自身を知ることでもある。グループワークを効果的に進めることで、自己の考え方のパターンや価値観を理解することが、この科目の目的の一つである。これらは演習の基本的な部分であるが、実習や社会に出るまでにしっかり醸成しておかなければ、倫理違反を犯すことにもなりかねないため、価値に関する学びは重要である。また、面接の目的を達成するための面接技術の習得のためにはロールプレイなどを行う。与えられた役柄を演じるためには、その役柄や取り上げられたテーマについての知識や情報が必要である。また、振り返り（グループ内での話し合い等）を通して課題が明確になってくれば、さらに資料集めなどを行うことによって、その課題についての理解を一層深めることができるであろう。

なお、社会福祉援助技術演習Ⅰの授業を進めるにあたって留意する点として、この科目を履修する学生は、入学後、本格的な演習は初めて経験することになる。ディスカッションの機会も増え、学生によっては過度に緊張するケースや演習になじめない学生がいることも考えられる。また、学生同士の関係性の形成がうまくいかないときもあるだろう。このような場合には、徐々に集団の中で落ち着いていけるよう、緊張感を和らげるような工夫も必要であろう。学生が課題に対して真剣に取り組み、悩み、他の学生と意見交換をし、互いに認め合うことの

できる経験をすることによって目の前のハードルを越えることができれば、教育効果は一層高まるといえよう。1年次においては講義の一環で演習形式のグループ活動等は実施されても、履修する専門科目の多くは、講義科目である。さらに、ソーシャルワークの専門性を構成する価値・知識・技術について、科目ごとにそれぞれ個別的に学習をしている。国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)が2000年7月にモントリオールにおける総会において、ソーシャルワーク専門職は、「人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。」とソーシャルワークを定義している。すなわち、現代のソーシャルワークは人間と環境との接合面(生活)を対象領域としており、社会福祉士が実際に支援をするときは、個別の科目ごとに学習した専門性を総合的に用いることが求められる。よって、講義・演習・実習は密接に関連し合っていることを4年間の社会福祉教育を通して理解させ、意欲的に学ぶことのできる環境を創っていくことも必要であろう。

## (2) 実習・実習指導との相乗効果

社会福祉援助技術演習で学習する内容は広範囲にわたるが、その一つに、社会福祉実習との相乗効果を挙げることができる。社会福祉実習は、大学で学んだ知識や技術を深め、統合する場と位置付けられている。本学における実習及び演習とその他の科目の位置づけは、図1の通

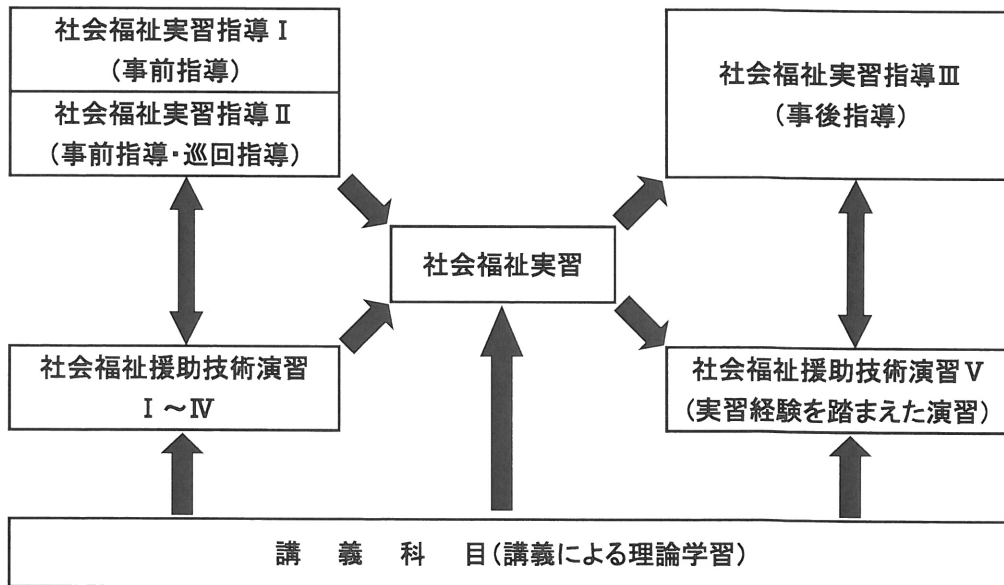


図1 本学における実習及び演習と他科目との関係

りである。社会福祉実習での学びを有意義なものにするために、「社会福祉援助技術演習Ⅰ～Ⅴ」、「社会福祉実習指導Ⅰ～Ⅲ」、「社会福祉実習」を担当する教員の連携を密にし、授業の目的と到達目標、授業概要、授業計画などについて情報を共有している。

実践力の高い社会福祉士の養成という観点から、実習の重要性については誰もが一致する考え方であろう。しかし、演習に関しては重要度の理解にかなりの幅があるのではないだろうか。社会福祉実習は、実習指導（事前学習）・実習・事後指導（事後学習）の3段階を経て完結されるプログラムである。事前学習では、実習先種別や施設・機関の理解と利用者の特性把握とそこで展開されるソーシャルワークについて理解をしておくことが必要である。事後学習においては、決して、良い感じの実習が良い実習、また、悪い感じの実習が悪い実習だということでは終わらせないことが大切である。たとえ、悪いイメージで終わったとしても、「いやな実習だった」だけで済ませるのではなく、そこから何かを学ぶことができれば、実践力を磨くことはできる。

社会福祉実習中の学びを振り返りながら、そこで学べたことと学べなかったことを整理し、実習経験をしっかりと定着させることが大切である。そのためには実習事後指導と社会福祉援助技術演習は深い関連性があり、これらを通して実習の学びを深めていけるように構成していかなければならない。

#### 4. 実践力を有する社会福祉士養成教育

##### (1) ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点

演習は、講師がすべての学習内容を一方的に講義することは適切ではない。その回の演習で取り上げる課題について講義したあとは、学習項目に沿って学生が主体的に学び適切な体験をさせること、また、その体験を他の学生と共有する機会をつくり学びを共有化することが必要である。ただし、学生たちは、教員から専門的な指導や助言を受けたいという思いは持っているので、個人ワークやグループワークを行う教室内を巡回しながら、質問のある学生への対応やアドバイスだけではなく、質問のない学生に対しても関心のある態度や励ましなどを通して、関わっていくべきである。学生の個性を尊重し、与えられた課題について早期にまとめることが得意な学生もいれば、じっくりと時間をかけてまとめることが得意な学生もいる。一つのアドバイスをすることによって、教員の予想以上の成果を発揮する学生もいる。教員は、このような学生個々の個性を理解しながら、学生が主体的に学べるような雰囲気をつくることも忘れてはならな

い。また、教員は、ソーシャルワークの理論、モデル、方法、制度・政策などのなかで、自身が講義を担当している科目以外の分野においても学習課題に合わせて応用していくことで、学生はさらに学びを深めることができるであろう。演習教育を効果的に進めるためには、学生が履修している他の科目の履修状況等も踏まえて、体系的に学習できるように演習教育を行う工夫が必要であろう。

社会福祉士が行うソーシャルワーク実践は、チームや組織、機関が協働することで機能を発揮することも多い。よって、複数のシステムが協働していることに留意しつつ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、ジェネラリスト・ソーシャルワークを実践できる能力を涵養するようにシラバスを構成すべきであろう。

ジェネラリスト・ソーシャルワーカーは、個人、家族、集団、地域などさまざまなレベルでの変革に影響を与え、適切な介入をするために、重要な役割を担うソーシャルワーカーである。ジェネラリスト・ソーシャルワーカーに求められる役割には、①クライアントからの訴えを待つのではなく、積極的に地域に出かけ、ニーズを掘り起こし、発見していく、アウトリーチを実践するワーカーであること、②サービス利用者の状況を評価し、活用可能な社会資源の範囲やそれを獲得のために必要な情報提供や手続きをしたり、利用者がサービスを受けることが出来るよう仲介をする者であること、③人々の行動を変革することを目的とし、指導、カウンセリング、行動の矯正、自分たちの意見をはっきりと述べるためのトレーニングを含んだ行動変革を行なう者としての役割などを担っている<sup>(3)</sup>。

##### (2) ミクロ・メゾ・マクロ領域からの事例検討

渡部律子は、「ジェネラリストアプローチの最も大きな特徴は、対象者や実践領域を超えたソーシャルワークの視点にある。そこでは、ミクロ、メゾ、マクロといった対象システムのサイズにとらわれず、それらのすべての問題解決プロセスを見つけ出すことである。そこでは、何が問題であるのか、という問題の定義と問題の解決がある。そして、たとえクライアントがミクロシステムに属する個人であっても、その個人の問題を理解するにあたって、すべてのシステムレベルでクライアントの問題を評価していこうとする、多面的な見方がジェネラリストアプローチである」と述べている<sup>(4)</sup>。

ジェネラリストアプローチを事例検討に取り入れた教育を効果的に行うためには、クライアントをミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルについて理解しなければならない。150時間の演習教育において、総合的かつ包



括的な支援の方法を理解できるようにするためには、次のような学習を演習教育に取り入れていくことが効果的であろう。

ミクロ領域の実践には、個人のもつ生活問題や精神保健問題への支援、家族（小集団）等への介入や支援などが含まれる。よって、ソーシャルワークの介入方法としてはケースワークやケアマネジメントの専門知識が必要であるし、医学的・心理学・社会的な知識の習得も必要となる。

メゾ領域の実践は、地域社会と社会福祉サービスを提供する機関などにおいて行われる。よって、メゾ領域においては、地域住民の組織化の支援、コミュニティ・地域福祉活動の形成、地域福祉計画の立案、社会福祉施設や機関の管理・運営などの理論の習得が必要である。

そして、マクロ領域は、社会全般の変革や向上を指向しているものであり、政策や制度を含んでいる。差別、抑圧、貧困、排除等の社会不正義をなくすように、国内外に向けて社会制度や一般の人々の社会意識に働きかけることが必要である。このレベルでは、地域福祉（活動）計画、政策立案、社会資源の開発、ソーシャルアクション、ロビー活動などが、活用されるソーシャルワークの介入方法として考えられる。この領域では、社会福祉制度や政策面の理解も求められる。

以上のように、ソーシャルワーカーが働きかける対象は、特定の個人・家族・小グループなどのミクロレベルから、自治体、地域住民、学校・職場等のメゾレベル、そして、不特定多数の広範な領域で、より抽象度が高い地域社会や国家などのマクロレベルというように多様なレベルの対象に働きかける。すなわち、多様なクライアント（個別支援に限らない）のニーズと状況に応じて選択されることとなり、ケースに応じて複数の方法を包括的・統合的に用いていくことが求められる。演習を通して、事例をミクロ・メゾ・マクロのそれぞれの領域から具体的に検討することによって、社会福祉士が担う多様な役割が理解できるようになるであろう。また、同時に、演習を担当する教員には、前述のとおり、科目の枠を超えてソーシャルワークの理論から政策まで知識や技術を用いて、多様な福祉課題に対して支援を行うソーシャルワーク実践について学生が理解できるように教育を行うことが求められる。そのため、教育内容は、教員の研究分野や得意な方法に偏った教育にならないように留意することが必要である。オムニバス形式や複数の教員が専門領域ごとに分担する方法なども演習教育には必要といえよう。一方で、演習を通して学生が多面的に問題を捉え支援方法を検討していく過程においては、担当教員は

それぞれの専門領域を超えて対応することのできる知識を併せ持つことも必要であろう。

### （3）社会福祉士国家試験

社会福祉士を養成する大学は、複雑かつ多様化する福祉課題を解決できる実践力を有する社会福祉士を養成することが社会的使命といえよう。しかし、近年、社会福祉系大学の学部教育の目的は、社会福祉士国家試験を合格することに目標が偏っている傾向にあるといわれている。社会福祉士国家試験では、19科目という広範囲にわたって出題されるが、多くの科目の学習が求めるのは知識を増やすことだけではなく、学習過程で直面する様々な利用者の生活問題に接することで、国民の福祉ニーズに対して適切に対応できる知識や技術を習得するものである<sup>(5)</sup>。学生に対しては、社会福祉士資格を取得することだけが目的ではなく、社会福祉士を取得する意義や国家資格を取得後、社会福祉士に期待される役割について理解させたいという資格取得に向けた支援となるようにすべきである。なぜならば、そのような事前教育のあと国家試験合格に向けた教育を行うことによって学習意欲やモチベーションは高まり、それにより合格点を得るだけではなく専門職としての倫理を身に付けた社会福祉士となることのできるであろう。

事前教育の方法は、1・2年次においては、国家資格取得に必要な幅広い知識を、普段の講義において実践的・意識的に学べるようにすべきであろう。そして、3年次においては、学生個々が国家資格取得の意義を具体的にすることが必要である。受験することがゴールではなく、資格を取得してどう活かしていくかが大切なのである。演習や実習と併せて、知識の振り返りを行い、国家資格を取得する理由や意義を改めて理解することができるであろう。そして、4年次においては、国家試験対策講座などを通して、継続的な学習をサポートしていくことになる。このような段階を踏んで国家資格を取得することで、国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術を身に付けた社会福祉士となることのできるであろう。

## 5. まとめと課題

前節において、実践力を有する社会福祉士養成について、3つの視点から検討してきた。演習教育を通して、体験的に理論と実践をつなげることができれば、実習や社会福祉士としての実践において、学習してきた理論を活用することができるであろう。

最後に、本節においては、演習教育を行ううえでの筆者自身の課題など4点について整理し、考察を行った。

### (1) 演習教育に対する筆者自身の課題

社会福祉援助技術演習は、厚生労働省から出されている教育内容以上であることが求められており<sup>(6)</sup>、筆者自身もそれに沿ってシラバスを作成し授業を行っている。受講する個々の学生の理解力やニーズにあわせつつ、講義科目で学んだ知識や技術を適切に活用できるよう個別学習やグループ学習も取り入れている。演習教育を行うにあたって気になるのは、学生の中に身に付けておくべき価値の重要性についてである。その理由は、3節において論じたとおりであるが、筆者自身、実習及び実習（巡回）指導を通して強く感じており、自己覚知や他者理解に多くの時間を費やしている。そのため、事例を題材とした相談援助過程の検討機会が少なくなっていることもあり、筆者自身の今後の課題であると考えている。

### (2) 教員間の共通理解

本稿において、平成19年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正され、社会福祉士養成教育の強化が図られたことにより、一層、教員間の連携が必要であることを確認した。現在、演習、実習及び実習指導についての教員の資格要件の一つとして、日本社会福祉士養成校協会において、社会福祉士実習・演習担当教員講習会が開催されている。しかし、その他の科目については、このような講習会の受講を資格要件とはしていない<sup>(7)</sup>。社会福祉援助技術演習は、実習や実習指導のほか、多くの講義科目と連動しているため、社会福祉学を専門としている教員、他分野の専門で社会福祉士指定科目を担当する教員が社会福祉を取り巻く環境や動向を共有しておくことが必要であろう。このような積み重ねが、学生の積極的に学ぶ姿勢を育てることになると考える。

### (3) 卒後教育及び自己研鑽の必要性

卒業したあとも本学を卒業した学生という考え方を大切にしていくことが必要であると考えている。4年間の教育課程を修めて卒業し、実際に現場で働くなかで、利用者や自分の気持ちのズレを感じたり、関わり方に悩むこともあるだろう。このようなときに教員から個人スーパービジョンを受ける機会があれば、アドバイスを受け止めて現場で実践するなかで、自信が回復し確信へと繋がっていくであろう。筆者自身は、現在、社会福祉士国家試験に合格できなかった卒業生で希望する者に対して国家試験対策の支援を継続的に行っている。今後、現場で専門職として実務にあたっている卒業生に対する専門性維持・向上の支援を目的としてセミナーなどが開催できれば、在校生にとっても、卒業生との情報交換やネットワー

クを構築することができ、その意義は大きいものといえよう。

また、社会福祉士としての実践力を養うためには、卒業後、実践現場において自己研鑽を積むことも大切である。

東京都内の福祉施設等の管理者に対して行った「社会福祉施設における社会福祉士配置に係る実態調査」<sup>(8)</sup>によると、「施設では社会福祉士を必要としていますか」という設問に対して、「大いに必要」と「必要」とした回答が約58%となっていた。また、福祉施設管理者自身の社会福祉士に対する期待を確認した結果、「大いに期待している」と「期待している」が約57.5%となっている。さらに、「大いに期待している」と「期待している」と回答した管理者に対して、社会福祉士に期待する役割について質問した結果、「利用者へ高度な相談援助ができること」、次いで「利用者本位の支援ができること」、「利用者の権利擁護ができること」、「地域の関係機関とのネットワークを築くこと」の順となっていた。一方で、社会福祉士資格を有していなくても、経験あるいは施設での育成を行うことによってできると管理者が考える業務は、「利用者本位の支援ができること」、次いで「多職種との連携・協働ができること」となっていた。

この結果をみると、社会福祉士養成校における4年間の教育において専門性を身につけ社会福祉士資格を取得するだけでは、管理者が期待するような役割を担うのは難しいということだと考えられる。社会福祉士を取得したうえで、就職先のソーシャルワーカーや社会福祉士、また、保健・医療・心理などの隣接する領域の専門職などと接し、職場内外での研修を通して自施設と他施設との違いを知り、自分の業務にフィードバックしていくという機会をつくっていきながら、経験を重ねることが必要なのである。

### (4) 社会福祉士養成校の課題

前述の実態調査において、社会福祉士養成校に期待することは何かという質問に対しては、「相談援助の技術を高める養成をしてほしい」、「実践力を高めるため実習教育を充実させてほしい」、「地域のネットワークを築く力を高める養成をしてほしい」という回答であった。クライアントをマイクロレベル、メゾレベル、マクロレベルで理解するためには、地域福祉の実践による計画的かつ体系的なアプローチが必要である。クライアントを地域住民全体の中で捉え、対処することが求められており、個人を対象とする対人福祉サービスのみではなく、これらをめぐる社会環境の改善にも目を向けた包括的かつ総合的な援助技術の修得を、4年間の社会福祉士養成教育

において行うことを期待されているのである。

施設・機関等においては、実践力を身につける教育を養成校に期待しているのである。すでに実施されていることだが、社会福祉実習の事前打ち合わせなどで複数の施設や機関の実習指導者に集まっていただく機会をつくり、養成校と現場との意見交換をすることなども、その一つの方法である。養成課程と施設等の現場が密接に連携しあって社会福祉士を養成するという認識を共有していくことも必要であろう。

本稿において、社会福祉援助技術演習を効果的に行うための課題の整理を行い、実践力を有する社会福祉士を養成するための教育方法について考察することができた。すなわち、演習を効果的に展開するためには、演習と実習、さらには関連する講義科目と相互に関連性を持たせ、日々の教育を通して現代社会における福祉的課題を解決することのできる社会福祉士の役割が重要であるということを、学生にかかわるすべての教員が共通認識のもとで教授するということである。特に、演習においては、20人以下という少人数教育の特徴を生かして、個々の学生の個性を理解し、長所を引き出す工夫も必要であろう。

今後は、社会に貢献できる社会福祉士の養成を目的として、演習、実習及び講義科目等を体系的に学ぶことのできる仕組みについてさらに検討していきたい。

## 参考文献

- (1) 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」、平成20年3月、厚生労働省社援発第0328003号
- (2) 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」、厚生労働省社会保障審議会福祉部会、平成18年12月
- (3) 田中幸作、「社会福祉実践におけるジェネラリスト・ソーシャルワーカーの役割と養成教育に関する一考察」東海学院大学紀要第8号(通号34号)、PP.51-55、2014
- (4) 渡部律子「ソーシャルワーク教育におけるジェネラリストの視点—直接実践教育における米国での試み—」『ソーシャルワーク研究』Vol24 No.1、相川書房、1998年
- (5) 前掲(3)、PP.51-55、2014
- (6) 前掲(1)
- (7) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」、平成23年10月、社援発1028第1号
- (8) 「社会福祉施設における社会福祉士配置に係る実態調査—調査報告書一」、平成27年3月、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、PP.11-28

## Placing and problem of a consultation aid practice in a social worker education course

TANAKA, Kousaku

— 2015.8.10 受稿、2015.11.26 受理 —